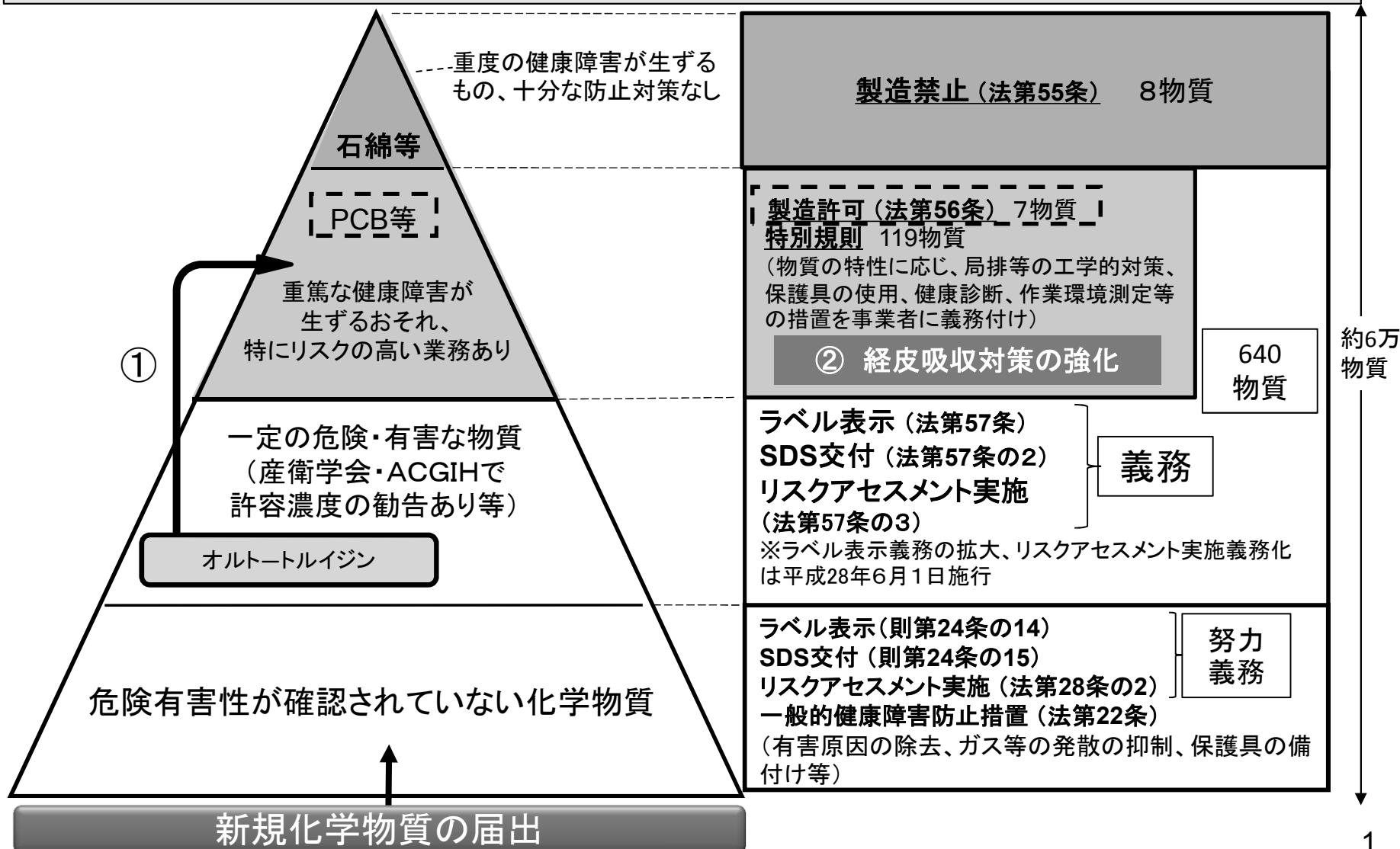


オルトートルイジンに関する規制強化等

別添3

- ① オルトートルイジンを特定化学物質（第2類物質）に追加し、作業環境測定の実施、発散抑制措置、特殊健康診断の実施等を義務付ける。
- ② 経皮吸収によって健康影響を及ぼす可能性が高いとされている物質について、洗浄設備及び保護衣等について見直しを行う。



オルトートルイジンに係る有識者検討会における検討結果(概要)

オルトートルイジンの有害性情報、製造・取扱状況、福井県の化学工場における膀胱がん発症事案に関する調査などを踏まえ、職業がんの予防の観点から、作業環境測定の実施、発散抑制措置、特殊健康診断の実施等を義務付けることが必要である。

対象物質の性質等

物質名	事業場数、作業数*1	用途の例	性状と有害性
オルトートルイジン	(平成19年度) 19事業場、22作業 (平成28年度) 27事業場	アゾ系及び硫化系染料、有機合成、溶剤、サッカリン	・ 特徴的な臭気のある、無色の液体。空気や光に暴露すると帯赤茶色になる。 ・ 沸点 200℃、蒸気圧 :34.5 Pa (25℃) ・ IARC*2による発がん性分類 1(ヒトに対して発がん性がある)

リスク評価報告書

「化学物質のリスク評価検討会報告書」(7月28日発表)

福井県の化学工場における膀胱がん発症事案に関する労働安全衛生総合研究所による災害調査において、現在の作業及び過去の作業におけるばく露防止対策が不十分であり、労働者がオルトートルイジンにばく露していたと示唆された。また、全国の労働基準監督署において、オルトートルイジンを製造し、又は取り扱う事業場の状況を調査したところ、相当数の事業場において、多くの労働者がオルトートルイジンを取り扱う作業等に従事している実態が明らかになった。このため、職業がんの予防の観点から、オルトートルイジンの製造・取扱作業について制度的対応を念頭に置いて、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」等において具体的措置を検討することが必要である。

必要な措置の検討結果

「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」(8月26日発表)

オルトートルイジン及びオルトートルイジンを含む製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業については、健康障害を防止するため、特定化学物質障害予防規則の特定第2類物質と同様に、作業環境測定の実施や発散抑制措置等を講じることが必要である。また、ヒトに対して発がん性があることから、作業の記録の保存(30年間)等が必要となる特別管理物質と同様の措置を講じることが必要である。

*1 (平成19年度)有害物ばく露作業報告のあった数(対象物質の取扱量が500kg以上)、
(平成28年度)全国の労働基準監督署における調査結果

*2 IARC:国際がん研究機関の略称。1以外の分類は、以下のとおり。

2A(おそらく発がん性がある)、2B(発がんの可能性がある)、3(発がん性について分類できない)、4(おそらく発がん性はない)

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正案の概要 ①（オルトートルイジン関係）

改正の趣旨

オルトートルイジンの有害性情報、製造・取扱状況、福井県の化学工場における膀胱がん発症事案に関する調査等を踏まえ、職業がんの予防の観点から、オルトートルイジンに係る規制が必要であるとの結論となったことから、必要な改正を行うもの。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

物質名	オルトートルイジン
政令	◆ 特定化学物質（第2類物質）に追加 ➢ ①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③特殊健康診断の実施の義務付け ◆ 配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務に追加 等
特化則	◆ 物質の類型として、「特定化学物質（第2類物質）」のうち、「特定第2類物質」に追加 ➢ 局所排気装置の設置、容器の使用、作業・貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、漏洩の防止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け等の義務付け ◆ 作業主任者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆ 特殊健康診断（配置転換後のものを含む。）の項目として、尿路系腫瘍等を予防・早期発見するための項目を設定 ◆ 作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等の義務付け（＝「特別管理物質」に追加） 等

施行期日等

- ・ 平成29年1月1日施行（予定） ※ ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正案の概要 ②（経皮吸収対策関係）

改正の趣旨

福井県の化学工場における膀胱がん発症事案に関する調査等において、オルトートルイジンが労働者の皮膚に接触し、長期間にわたり労働者の皮膚から吸収されていたことが示唆されたことを踏まえ、経皮吸収によって健康影響を及ぼす可能性が高いとされている物質による職業がん発生を防止するため、必要な改正を行うもの。

改正の内容

次の措置を特定化学物質障害予防規則に追加。主要な措置は下記のとおり。

特化則

◆ 洗浄設備

第1類物質又は第2類物質を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときに備え付けられている洗浄設備に関し、以下の措置を設定。

- 事業者は、労働者が第1類物質又は第2類物質に汚染されたときは、身体を速やかに洗浄させ、汚染を除去すること
- 労働者は、事業者から洗浄を命じられたときは、その身体を洗浄すること

◆ 保護衣等

特定化学物質で皮膚に障害を与え、若しくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれのあるものを製造し、又は取り扱う作業若しくはこれらの周辺で行われる作業に従事する労働者に使用させるため、不浸透性の保護衣等の備え付けることに加え、経皮吸収によって健康影響を及ぼす可能性が高いとされている物質（次頁参照）については、以下の措置を規定

- 事業者は、当該物質を製造し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業であって、皮膚に障害を与え、若しくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれがあるものに、労働者を従事させるときには、当該労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させること
- 労働者は、事業者から使用を明示されたときは、これらの保護具を使用すること（1, 3-プロパンスルトンについても同様に規定）

施行期日等

- ・ 平成29年1月1日施行（予定）

経皮吸収による障害のおそれがある場合に、保護衣等の使用が義務となる特定化学物質

第1類物質及び第2類物質のうち、日本産業衛生学会において、皮膚と接触することにより経皮的に吸収される量が全身への健康影響または吸収量からみて無視できない程度に達することがあると考えられると勧告がなされている物質、又はACGIH(米国労働衛生専門家会議)において、皮膚吸収があると勧告がなされている物質

第1類物質

ジクロロベンジジン及びその塩 塩素化ビフェニル(別名PCB)
オルトトリジン及びその塩 ベリリウム及びその化合物 ベンゾトリクロリド

第2類物質

アクリルアミド アクリロニトリル
アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)
エチレンイミン オルトトルイジン オルトフタロジニトリル クロロホルム
シアン化カリウム シアン化水素 シアン化ナトリウム 四塩化炭素
1, 4-ジオキサン 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)
ジクロロメタン(別名二塩化メチレン) ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)
1, 1-ジメチルヒドラジン 臭化メチル 水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)
スチレン 1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)
テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン) ナフタレン ニトログリコール
パラニトロクロロベンゼン 弗化水素 ベンゼン ペンタクロロフェノール(別名PCP)
マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)のうち、シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン
又は2-メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガンに限る。
沃化メチル 硫酸ジメチル